

2023年10月10日

お客様各位

西京信用金庫

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は、西京信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、当金庫では、ことら送金の取扱開始に伴い、下記の規定を改定いたしますので、お知らせします。

なお、改定後の規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

1. 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（個人当座用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 主な改定内容

- ・ことら送金の取扱開始に伴い、当座預金への入金 が 24 時間可能となることから、決済に充当可能な時間を明記

新旧対照表（改定部分抜粋）

改定後	現行
<p>【一般用】【個人当座用】第9条 【専用約束手形口用】第10条</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>【一般用】【個人当座用】第9条 【専用約束手形口用】第10条</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

3. 改定日

2023年10月16日

以上